

川崎市市民ミュージアム収蔵品管理に関する損害賠償請求住民訴訟事件の判決について

本日、川崎市市民ミュージアム収蔵品管理に関する損害賠償請求住民訴訟事件の判決が横浜地方裁判所から言い渡されましたので御報告します。

事 件 名 : 令和2年（行ウ）第43号 損害賠償請求住民訴訟事件
判決言い渡し期日 : 令和6年2月28日（水）午後1時15分
判 決 の 主 文 : 1 原告の請求をいずれも棄却する。
2 訴訟費用は原告の負担とする。

1 事件の概要

令和元年10月12日に発生した、令和元年東日本台風による川崎市市民ミュージアムの収蔵品の浸水被害について、本件浸水事故当時の市長、担当職員及び指定管理者に対し、市長が損害賠償を請求することを求めた住民訴訟事件として、令和2年9月2日付けで提起されたものである。

2 当事者

原 告 : かわさき市民オンブズマン
被 告 : 川崎市長 福田 紀彦

3 請求の趣旨

- (1) 被告は、市長、本件浸水事故当時の担当職員及び指定管理者に対し、各自金20億円及びこれに対する令和2年9月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

4 主な争点

- (1) 本訴訟に先立つ住民監査請求について
- (2) 就任等の時点における本件浸水事故の予見可能性と注意義務違反の有無について
- (3) 台風が接近した時点における本件浸水事故の予見可能性と注意義務違反の有無について

5 事件の経過

令和2年9月2日 提訴

(口頭弁論等 14回)

令和6年2月28日 判決

6 市長コメント

本日、損害賠償請求住民訴訟事件について、横浜地方裁判所から原告請求を棄却するとの判決が言い渡されたとの報告を受けました。

判決内容については、今後詳細を確認いたしますが、本市の主張が認められたものと考えております。

問合せ先

川崎市市民文化局川崎市市民ミュージアム 押田

電話 044-712-2800

(※令和6年2月28日のみ 044-200-0097)